（№　L-2021-013）

 CI-NET標準ビジネスプロトコル改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2021年　6月8日 | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会 社 名：　標準BPWG | 事務局処理記入欄 |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  |
| 部 署 名 |
| 担当者名 |
|  TEL:連 絡 先 FAX: |
| 件名　受注者建設業許可工事業種の追加 |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】建設業許可工事業種を使用するデータ項目について、建設業法の改正を受けて、改訂することを要求する。(1) 改訂対象建設業許可工事業種リストCI-NET№［ 450］ タグ№［1167］：「受注者建設業許可工事業種」CI-NET№［ 600］ タグ№［1171］：「発注者建設業許可工事業種」(2) 改訂内容以下のとおり変更する。また、CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0に［1167］：「受注者建設業許可工事業種」と［1171］：「発注者建設業許可工事業種」を追記する。＜CI-NETビジネスプロトコルVer.1.6 P. 63＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 変更前 | ＜本文＞　3.5.3 建設業許可工事業種リスト  表 16　データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

|  |  |
| --- | --- |
| データ項目に使用する名称 | 許可業種 |
| 土木  建築  大工  左官  とび・土工  石工  屋根  電気  管  タイル・れんが・ブロック  鋼構造物  鉄筋  ほ装  しゅんせつ  板金  ガラス  塗装  防水  内装仕上  機械器具  熱絶縁  電気通信  造園  さく井  建具  水道施設  消防施設  清掃施設  | 土木工事業  建築工事業  大工工事業  左官工事業  とび・土工工事業  石工工事業  屋根工事業  電気工事業  管工事業  タイル・れんが・ブロック工事業  鋼構造物工事業  鉄筋工事業  ほ装工事業  しゅんせつ工事業  板金工事業  ガラス工事業  塗装工事業  防水工事業  内装仕上工事業  機械器具設置工事業  熱絶縁工事業  電気通信工事業  造園工事業  さく井工事業  建具工事業  水道施設工事業  消防施設工事業  清掃施設工事業 |

 |
| 変更後 | ＜本文＞　3.5.3 建設業許可工事業種リスト  表 16　データ項目に使用する建設業許可工事業種の名称

|  |  |
| --- | --- |
| データ項目に使用する名称 | 許可業種 |
| 土木  建築  大工  左官  とび・土工  石工  屋根  電気  管  タイル・れんが・ブロック  鋼構造物  鉄筋  ほ装  しゅんせつ  板金  ガラス  塗装  防水  内装仕上  機械器具  熱絶縁  電気通信  造園  さく井  建具  水道施設  消防施設  清掃施設  解体 | 土木工事業  建築工事業  大工工事業  左官工事業  とび・土工工事業  石工工事業  屋根工事業  電気工事業  管工事業  タイル・れんが・ブロック工事業  鋼構造物工事業  鉄筋工事業  ほ装工事業  しゅんせつ工事業  板金工事業  ガラス工事業  塗装工事業  防水工事業  内装仕上工事業  機械器具設置工事業  熱絶縁工事業  電気通信工事業  造園工事業  さく井工事業  建具工事業  水道施設工事業  消防施設工事業  清掃施設工事業 解体工事業 |

 |

 |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】業種区分について「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布、平成28年6月1日に施行されたことを受けて、改訂を行う必要が生じた。【既存ユーザ等への影響】建設業許可工事業種については、広く周知を図る必要があることから、CI-NETのホームページ等において、掲載場所やコードメンテナンス時の通知等が適切に行われるよう、配慮する必要がある。 |

（№　L-2021-013）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2021年5月●日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）建設業法の改正に伴う、[1167]受注者建設業許可工事業種の追加（CI-NET標準ビジネスプロトコルVer.1.5　p.198） |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムのマスター改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 業務の見直し、変更には影響しない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | ○ | ユーザへの影響は発生しない。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ／ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | ○ | 建設業法の改正に伴う変更であり、即時に対応されるべきである。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)＜取下げ＞事務局内判断B-2016-001にて既に承認されており、別途L-2021-013として作成する必要はないと事務局内で判断したため |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |